

歯科感染対策マニュアル研究会会則

第1条(基本理念)

歯科感染対策マニュアル研究会(以下、本会と略称)は、患者、歯科医師、スタッフ等の歯科医療機関を取り巻く全員のために正しい院内感染対策を実施し、安心安全な環境のもと医療サービスを提供するため、感染対策に関わる問題提起や課題解決を自ら行えるスタッフの養成を目指します。

第2条(総則)

本会は、株式会社DHPが第5条に定めるサービスを提供するために設置するものであり、会員は本会に入会するにあたって本会則の定めに従うものとします。株式会社DHPは、会員の了承を得ることなく、本会則を随時変更できるものとし、変更後の本会則は本サービスのウェブサイト上に掲載することで会員に通知し、その時点より効力を生じるものとします。

第3条(目的)

本会は医療法に則した院内の環境整備と適正な院内感染対策を実施するため、歯科医療機関の感染対策マニュアルの作成とマニュアルに沿った対策の実施、およびマニュアルの継続的な見直しや改定を歯科医療機関に勤務するスタッフ主導で行うことを目的とします。

第4条(会員資格)

歯科医療機関。歯科医療従事者。

第5条(サービス内容)

サービス内容は、インターネット通信(ウェブ会議システムを含む)による下記の業務とし、詳細は別途定めるものとします。

1. 医院毎のオリジナル感染対策マニュアルの作成サポート
2. マニュアルに則した日常業務の運用サポート
3. マニュアルの改定・修正のサポート
4. 職員向け感染管理関連研修の実施や感染管理資格取得サポート
5. 歯科感染対策に関わる情報の発信

第6条(運営)

本会の運営は株式会社DHP(東京都台東区台東4-13-21)が行うものとし、会員医療機関は本会の担当者1名を選任して登録するものとします。

第7条(会費)

株式会社DHPが別途定める料金を会費として支払うものとします。

第8条(入会・会員資格)

本会への入会は、ウェブサイト上の所定フォームにより入会申し込みを行なうものとし、入会を認められた後、初回の会費支払終了により会員資格を得られるものとします。

第9条(会員期間・期間更新)

会員期間はウェブ会議システムによる初回打ち合わせをもって開始日とし、開始日から1年間とします。会員期間終了の1ヶ月までに退会申し出がない場合、会員期間は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条(退会)

会員はウェブサイト上の所定の手続きにより本会を退会できるものとします。会員登録期間の途中で退会する場合も、納入済みの会費は返却しません。途中退会の受付完了後、サービスの利用を停止します。

第11条(届出)

1. 会員は、医療機関名、院長名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者名、その他本会が指定する事項を届け出るものとします。
2. 会員は、前項に基づき届け出た事項に変更があった場合、速やかに所定の方法で本会に届け出るものとします。
3. 第2項の届出がなかった為に会員が不利益を被ったとしても本会は一切その責任を負いません。

第12条(ID及びパスワードの管理責任)

1. 会員は、自己のID及びこれに対応するパスワードの使用及び管理に責任を負います。
2. 本会は、会員のID及びこれに対応するパスワードが他の第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害について責任を負いません。
3. 会員は、IDを失念した場合は、本会に申し出たうえ、本会の指示に従うものとします。

第13条(譲渡禁止)

会員は、本会の会員として有する権利を第三者に譲渡し、もしくは使用させることはできません。

第14条(自己利用の範囲外の利用禁止)

会員は本会が承認した場合を除き、本サービスを通じて入手した情報を、複製、販売もしくは出版に利用することを禁じます。その他、自己の業務のために必要な範囲を超えて使用することはできません。

第15条(設備・機器等)

会員は本サービスを利用するために必要な通信設備、機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器・設備を自己の費用と責任において準備するものとします。

第16条(除名処分)

会員が次に掲げる行為を行った場合、本会は当該会員に事前に通知または催告することなく、当該会員を除名処分とし、IDの使用を停止することができるものとします。

1. 本会の運営を妨害する行為があった場合
2. 本会及び本会の会員を誹謗・中傷する行為があった場合
3. 会員たる資格に基づき取得した情報を、著作権法その他の法規に違反する形で使用した場合
4. 会費その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合
5. その他、本会が会員として不適切と判断する行為を行った場合

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 本会の会員は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団等反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 本会の会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 本会の会員が第1項乃至第2項の規定に違反した場合には、本会は事前に通告することなく利用者の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益または損害が生じたとしても、本会は一切の責任を負わないものとします。

第18条(秘密保持)

1. 本会と会員は、本会によって知り得た相手方の秘密情報を自己における秘密情報として取り扱うものとし、本会の目的を超えて使用してはなりません。
2. 本会及び会員は、第三者に秘密情報を開示または漏洩してはなりません。
3. 秘密情報が以下のいずれかに該当する場合には、当該情報は本会則における秘密情報から除外されません。
 - ① 知りえた時点ですでに公知または公用であった情報
 - ② 相手方の情報に依存せずに独自に開発、発見した情報
 - ③ 正当な権限に基づきすでに所有していた情報
 - ④ 知り得た後、自己の責に帰することができない事由によって公知となった情報
 - ⑤ 守秘義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
 - ⑥ 法令に基づき開示が義務付けられた情報
4. 本会及び会員は相手方が本条項に違反した場合、または相手方の責に帰すべき事由によって第三者に秘密情報を漏洩したことにより損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第19条(個人情報)

本会における個人情報の取り扱いについては、株式会社DHPのウェブサイト上の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。会員は本サービスを利用する際、本会プライバシーポリシーを容認したものとみなします。

第20条(免責事項)

1. 本会は、各会員個別の感染対策マニュアルデータを保管しません。また会員が自己の設備機器内で保管管理するデータの消失や改ざんに対する責任を一切負いません。

2. 本会は、会員期間中の会員による本サービスの利用状況や成果物の有無について、一切責任を負いません。

第 21 条(その他事項)

本会則に定めのない事項が生じた場合、本会と会員とは、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

付則

2020 年 10 月 1 日制定